

報告第 5 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 元 年 6 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 和解の相手方 | 日出町在住 個人 |
| 2 | 和解の要旨 | 町は、相手方に損害賠償金 3,950 円を支払う。 |
| 3 | 事件の概要 | 平成 31 年 3 月 26 日午前 11 時 30 分頃、町道臨港 1 号線において大型トラックとの離合待ちをするため、道路左側へ車を寄せたところ、道路陥没箇所へ左側前輪が落ち、タイヤに異常が発生し破損した。 |
| 4 | 専決年月日 | 令和 元 年 5 月 17 日 |